

明石工業高等専門学校選択科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第13条第8項の規定に基づき、学科選択科目の履修に関する事項を定める。

(選択科目の履修方法)

第2条 選択科目の履修にあたっては、所定の期間に受講願を提出しなければならない。

(他学科の授業科目の履修)

第3条 教育上支障がない場合は、他学科・他コースの科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、専門科目の選択科目の単位とみなすことができる。

(下級学年の選択科目の履修)

第4条 所属する学科・コースの専門科目または一般科目で下級学年に不可の成績評価または欠席超過となった選択科目がある場合は、その単位数を超えない範囲で当該下級学年の選択科目を履修することができる。ただし、同一学年で履修できない組合せとなる複数の選択科目について、その中の一つを修得済みの場合は残りの科目を履修することができない。

附 則 (平成15年3月28日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (平成31年3月13日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月8日)

この規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年1月11日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月10日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。